

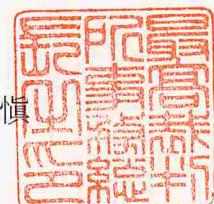
最高裁秘書第826号

令和3年3月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書不開示通知書

令和3年1月19日付け（同月21日受付、第020879号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

集合修習の機材・通信費用の支給についての要望書（令和2年8月11日付で、73期司法修習生から提出された文書），及びこれに関する司法研修所の検討内容が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第5条第1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。